



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年8月17日火曜日 第233号

◇ 目 次 ◇

自衛官候補生の採用試験.....(総務管理課)...1062
 保安林の指定.....(森林整備課)...1062
 河川整備基本方針の策定(3件).....(河川課)...1062
 落札者等の告示(3件).....(会計課、高校教育課、警察本部運転免許課)...1063

公 告

次期県税システム機器の借入れ.....(税務課)...1063

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....(選挙管理委員会)...1064
 政治団体の届出事項の異動の届出.....(")...1065
 政治団体の解散の届出.....(")...1066

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1009号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和3年8月17日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子・女子) 令和3年9月26日(日) 令和3年9月28日(火)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(男子のみ) 令和3年9月22日(水) 令和3年9月23日(木) 令和3年9月27日(月)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1010号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年8月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
松山市吉木甲496の2、乙127の4
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以

上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1011号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定に基づき、関川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとおり策定した。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁、東予地方局建設部及び四国中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

令和3年8月17日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第1012号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、東川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁、東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年8月17日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第1013号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、惣川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁、南予地方局建設部及び愛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年8月17日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第1014号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年8月17日

愛媛県知事 中村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
トップリフター 1台	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和3年7月14日	トヨタL&F西四国株式会社 愛媛県松山市大可賀三丁目150番地20	40,700,000円	一般競争入札	令和3年6月1日

○愛媛県告示第1015号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年8月17日

愛媛県立今治工業高等学校長 渡邊 郁雄

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県立今治工業高等学校環境分析システム実習装置の製造一式	愛媛県立今治工業高等学校 愛媛県今治市河南町1丁目1番36号	令和3年8月2日	株式会社テラオ 愛媛県今治市常盤町三丁目2番地8	37,510,000円	一般競争入札	令和3年6月18日

○愛媛県告示第1016号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年8月17日

愛媛県知事 中村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
運転者管理システム改修業務一式	愛媛県警察本部交通部運転免許課 愛媛県松山市勝岡町1163番地7	令和3年8月2日	日本電気株式会社松山支店 愛媛県松山市味酒町一丁目3番地	67,550,560円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項の規定による。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年8月17日

愛媛県知事 中村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
次期県税システム機器の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
次期県税システム機器一式（ハードウェア、ソフトウェア及

び保守部品の提供並びに搬入、調整、ハードウェアの保守及び借入期間満了後の撤去等一式）

- (3) 借入物品の内容等
仕様書による。
- (4) 借入期間
令和4年1月1日から令和8年12月31日まで
- (5) 借入場所
仕様書による。
- (6) 入札方法
ア 入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金

額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2～4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 4の③に掲げる受領期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 営業種別「その他」営業種目「レンタル・リース」について、令和2～4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (4) 入札参加資格確認申請書（別紙様式1。以下「申請書」という。）により、納入しようとする物品が要求する仕様を満たすこと、借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていること及び借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県総務部行財政改革局税務課
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2201

- (2) 入札書の受領期限
令和3年9月28日（火）午前10時まで
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和3年9月28日（火）午前10時
愛媛県庁第二別館5階第6会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、申請書を入札説明書に定める期限までに知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 申請書の受領期限

令和3年9月10日（金）午後5時15分まで

イ 受付場所

上記3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を期間内に確実に遂行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment for the Next Tax System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a m . , 28 September 2021
- (3) For further information , please contact: Tax Affairs Division , Administrative and Financial Reform Subdepartment , General Affairs Department , Ehime Prefectural , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 , Japan
TEL +81 89 912 2201

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和3年8月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

1 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	届出年月日
	代表者	会計責任者			
自由民主党愛媛県第一選挙区支部	塩崎彰久	伊藤文雄	松山市三番町四丁目7-2	衆議院議員	令和3年7月26日

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
自由民主党愛媛県造船支部	檜垣和幸	森克司	今治市小浦町一丁目4-52	令和3年7月7日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

法第19条の7第1項第1号及び2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の氏名	公職の種類 (第2号)	届出年月日
	代表者	会計責任者					
塩崎彰久後援会	塩崎彰久	伊藤文雄	松山市三番町四丁目7-2	衆議院議員	塩崎彰久	衆議院議員	令和3年7月28日

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	届出年月日
	代表者	会計責任者			
税理士による長谷川淳二後援会	小林隆二	毛利慎治	宇和島市寿町二丁目2-19	衆議院議員	令和3年7月26日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
吉川ゆうこ後援会	吉川優子	稲垣聖治	宇和島市本町追手二丁目2-1	令和3年7月5日

○愛媛県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和3年8月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県松山市第十支部	帽子大輔	会計責任者	帽子保	片岡崇志	令和3年1月31日
自由民主党鬼北支部	芝照雄	主たる事務所の所在地	北宇和郡鬼北町小倉1329	北宇和郡鬼北町興野々1792	令和3年5月31日
		代表者	芝照雄	渡辺眞次	
		会計責任者	高橋聖子	末廣啓	
自由民主党愛媛県ハイヤー・タクシー支部	渡部光男	会計責任者	谷口政賀津	田所秀志	令和3年7月17日
自由民主党愛媛県衆議院第十一支部	塩崎恭久	政治団体の名称	自由民主党愛媛県衆議院第十一支部	自由民主党愛媛県第一選挙区支部	令和3年7月20日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
川口晴代後援会	西川伝進	主たる事務所の所在地	宇和島市石応86-2	宇和島市保手一丁目4-4	令和3年7月3日
		代表者	西川伝進	大塚由美子	
		会計責任者	黒河新	小林綾子	
吉田しげお後援会	吉田茂生	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町広見625-3	南宇和郡愛南町広見624	令和3年7月5日

山本智紀後援会	若田浩昭	代 表 者	若田浩昭	山本智紀	令和3年7月7日
		会 計 責 任 者	渡部 徹	山本千恵	
こども・保育政治連盟愛媛県支部	横田暢洋	政治団体の名称	こども・保育政治連盟愛媛県支部	愛媛県こども・保育政治連盟	令和3年7月19日
村上常雄後援会	井上光子	主たる事務所の所在地	大洲市北只571-1	大洲市北只572-6	令和3年7月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和3年8月17日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
吉川ゆうこ後援会事務所	吉川優子	令和2年12月31日
脇田達矢後援会	松本明義	令和2年12月31日
税理士による山本公一後援会	小林隆二	令和3年7月6日